

## 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

| 該当部分                            | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方   |
|---------------------------------|---|--|
| 未申請死亡者に係る特別遺族弔意金等の請求に係る添付書類について | 未申請死亡者の死因と環境暴露の可能性が高いこと（特定期間内に特定場所（アスベストを扱う事業場の近隣に居住もしくは周辺事業場に勤務）にしかるべき期間滞在）をもって、「石綿の環境暴露があり」と類推する方法を加えるべき。 | 本制度においては、石綿ばく露歴が明らかでない被害者が多数想定されるため、幅広い救済を行う観点から、石綿を原因とする指定疾病であることを医学的に確認することにより認定を行っています。石綿ばく露歴については、個々の被害者がどこでどのように石綿にばく露したかは様々であり、また、大気中や職場における石綿による過去の汚染状況も明らかでないことから、判断準拠として位置づけていないものです。 |